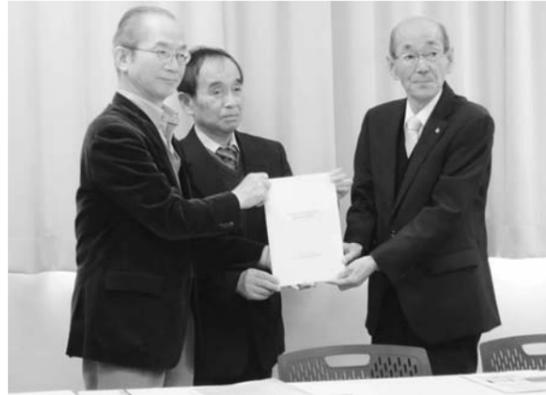


みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。
 その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

中心市街地の再生へ向けて

2月23日、浪江町役場二本松事務所において、第4回浪江町中心市街地再生計画検討委員会が開催され、間野博委員長および佐藤秀三副委員長より報告書が町長に提出されました。
 報告書は、中心市街地再生の課題を踏まえたうえで、基本理念・目標・施策を提言したものとなっています。
 町は今後、報告書の提言に基づき「浪江町中心市街地再生計画」を策定してまいります。



■基本理念

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」
 ～ふるさとなみえを未来へつなぐ中心市街地を目指して～

■目標

- * 安全・安心のまちづくり
- * 暮らしやすいまちづくり
- * 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- * 浪江らしさがあるまちづくり

☎ 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

「旧浪江・小高原子力発電所用地に関する協定書」の締結式が行われました

2月11日、東日本大震災および原子力災害からの復興に資するため、内閣府原子力災害現地対策本部、福島県および浪江町議会立会いの下、浪江町と東北電力株式会社は、「旧浪江・小高原子力発電所用地に関する協定書」を締結しました。
 この協定書は、東北電力株式会社の旧浪江・小高原子力発電所用地の浪江町側約120haを無償で浪江町に提供するもので、町ではこの土地を、浪江町復興計画に基づいて有効に活用してまいります。



☎ 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

浪江町地域防災計画の改定を行いました

3月6日、震災後初となる浪江町防災会議を浪江町役場二本松事務所で開催し、浪江町地域防災計画の改定を行いました。
 地域防災計画は、災害対策基本法に基づいたあらゆる災害に対応するための総合計画です。今回、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、大幅な修正を行いました。
 この計画をもとに、施設・設備を整備するとともに、いつ災害が起きても対応できる体制を作ってまいります。



☎ 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

町内で営業を開始しました

株式会社 さくら不動産



町民の皆さんへ

浪江町で不動産業を創業しました。
 国道114号線沿い、サンプラザさん前に本年3月に開業いたしました。町民の皆さんの帰町に向けての支援、事業再開・お店作りのお手伝い、そして浪江町全体の復興に“不動産業”として微力ながら参加してまいります。空き家の活用（空き家バンク）、リフォーム・掃除、アパート管理等々不動産でお困りのことがございましたら、お気軽にお問合せください。

株式会社 さくら不動産

代表取締役 本城 晋
 〒979-1521 浪江町大字権現堂字本城12-1
 ☎ 0240(35)4527 ☎ 0240(35)4527

☎ 産業振興課商工労働係 TEL 0240(34)0247

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用頂けます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続が簡便かつ無料^{※1}で、ご本人様一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続きの中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。
 手続きが終了している19,671件のうち、8割強である16,272件^{※2}が和解成立に至っています。
 ※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成29年2月末現在の件数です。

最近の和解事例

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦と子1名）について、平成23年4月に南相馬市小高区の実家の両親に子を預けて共働きを始める予定であったが、原発事故後、両親と離れて避難生活を送ることになったため、避難先での就労に当たり、子を保育園に預けざるを得ない状況となったことなどを考慮し、子が4歳になる平成24年度までの保育料等が賠償された事例（和解事例999）。
 ※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120(377)155

2. 避難指示解除後の町民の状況を十分に踏まえ、町民が支障なく生活できるよう必要な各種支援、さらには平成29年2月11日付「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書（平成29年1月12日）への回答」及び「浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み」について、国、県は、町の要請を踏まえつつ着実かつ誠実に取組み、町が震災前と同様の姿を取り戻すことができるよう、全力を尽くす。そのために、国、県は、各種支援や事業の状況に応じ、財政面、実施体制面で最大限の支援を行う。

3. 避難指示解除後の国、県の取組を確認するため、国、県は町との協議の場を設け、継続的に実施する。本協議の場において、各取組の進行状況や町の行財政運営に与える影響等への検証を行い、国、県の施策立案に反映していく。

浪江町復興計画【第二次】策定に向けて

平成29年2月15日、役場二本松事務所において、吉岡正彦委員長から町に「浪江町復興計画【第二次】に係る提言」が提出されました。

この提言は、21名（有識者5名、町民など16名）で構成された策定委員会において、全6回の会議を行い、復興計画【第二次】案を策定し提出いただいたもので、併せて町の今後の取組みについても意見をいただきました。

意見の主な内容は次のとおりです。

- 本計画に定める取組みを推進するためには、国、県、町の行政のみではなく、町民や関係団体等の多様な実施主体と一丸となって取り組むことが必要であることから、実施主体間の調整を行い、復興の推進を図ること。
- 本計画は、策定から平成33年3月までの復興・創生期間において、必要な取組みを中心に議論を行った結果であり、長期的な取組みや帰還困難区域の再生等について具体的な検討に至っておらず、方向性を示すにとどまっている。今後は、本計画との整合性を図りながら、これらを具体的に検討し、個別計画の策定や事業の実施を図ること。



- 本計画の取組みについては、実施スケジュールに固執することなく、前倒しで実施できるものは、可能になった段階で実施すること。また、本計画での記載の有無に関わらず、復興に向けて必要な取組みについて、できることは随時実施するとともに、新たな施策が必要な場合は、国に要望していくこと。また、国の方針、指針等が大きく変化した場合は、柔軟に対応していくこと。

なお、提言を受けて、町は「浪江町復興計画【第二次】」案を完成させ、議会審議など必要な手続きを経たのち、4月中旬に町民の皆さまのお手元にお届けする予定です。

☎ 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

避難指示区域の解除について

平成29年3月10日、国の原子力災害対策本部において、「浪江町に設定されている居住制限区域及び避難指示解除準備区域を、平成29年3月31日午前0時をもって、解除すること」が決定されました。

☎ 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

避難指示解除後の復興・再生を 確かなものにするために

「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書」に対する国からの回答

平成29年2月11日、役場二本松事務所町長室において、高木陽介原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）から町長へ、「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書」に対する回答が提出されました。

主な内容は次のとおりです。

- 個人被ばく線量測定、放射線不安への相談対応や食品・飲料水のモニタリング、除染など、総合的・重層的な防護措置の取組みを通じて、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指してまいります。なお、帰還困難区域への対応については、昨年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、対応してまいります。
- 復興の進捗の他、町の財政状況について、国と町等との間で確認し、各種支援措置や原発事故による減収の補てんを協議する、原子力災害現

地対策本部長と首長を筆頭とする場を設け、継続的に確認を行ってまいります。

- 町の要望内容も受け止めつつ、平成28年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、帰還困難区域の再生に取り組んでまいります。

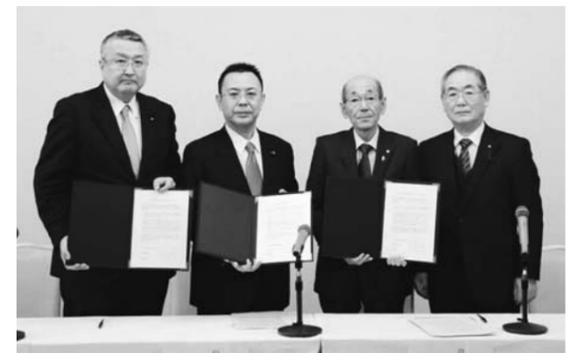


国・県と確認書を締結

平成29年3月3日に杉妻会館（福島市）において、「浪江町の避難指示解除に関する会議」が開催され、町長、議長、高木陽介原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）および鈴木正晃福島県副知事が出席しました。

この会議において町は、国および福島県と、避難指示解除準備区域および居住制限区域の避難指示解除後の復興・再生に向けた確認書の締結を行いました。

確認書の内容は下記のとおりです。



浪江町の避難指示解除後の復興・再生に向けて

浪江町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示の解除が決定したことを受け、今後の復興・再生に向け、以下の通り、国、福島県（以下、県）及び浪江町（以下、町）において確認を行うものとする。

1. 国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示が解除された後においても、政府一丸となって、町の復興・再生に向け責任をもって取り組んでいく。

町の農業再生に向けて

関係産業振興課農林水産係 02440(34)0246

浪江町内の 基幹的農業水利施設の 復旧について

東日本大震災により被災した
請戸川土地改良区管内の基幹的
農業水利施設の復旧は、東北農

政局の直轄災害復旧事業によっ
て進められています。平成28年
度までに大柿ダムおよび小高区
方面への用水路の復旧

(step1計画)が完了
し、大柿ダムから小高区
方面への用水供給が平成

◇農業水利施設の復旧計画

区分	内容		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
	工種	施設名								
step1 計画 H25.12.16 計画決定	大柿ダム	管理用道路								
		堤体								
		付帯施設・管理設備 (水位上昇試験)								
step2 計画 H28.2.8 計画決定	幹線用水路	請戸左岸幹線用水路								
		請戸右岸幹線用水路								
		高瀬左岸幹線用水路								
	支線用水路	高瀬右岸幹線用水路								
		立野用水路								
		刈宿用水路								
		掃部関用水路								
頭首工	青根場用水路									
	刈宿頭首工									
step3 (予定)	末ノ森用水路、大堀用水路、請戸頭首工、請戸用水路等の浪江町内の施設					計画変更		予定		
step4 (予定)	双葉町内の施設							計画変更		予定

※ step1の小高区内の支線用水路は省略しています。



堤体の復旧が完了し、水位上昇試験中の大柿ダム (H28.5)



29年4月に再開されます。
浪江町内における復旧 (step2計画) は、平成28年度に立野用水路、刈宿用水路の復旧から開始されており、平成29年度には、刈宿頭首工、掃部関頭首工等の復旧が着手される予定です。
なお、東北農政局では、step2計画に盛り込まれていない浪江町内の基幹的用水路等につ

ては、平成29年度中に計画変更を行い、step3計画として事業に追加する予定としています。

「東北復興応援マルシェ」に出品しました

東京・汐留にある輸入企業の企画で、復興庁の交付金を受けた「平成28年度被災者支援コーディネート事業」の一環である「特別合同物産展」が開催されました。東北各地から様々な名産品が寄せられる中、浪江町は平成28年度に実証栽培で収穫されたお米やエゴマ油、日本酒の試供を行いました。

来場者の中には浪江町出身という方もおられ、これらの農産加工品を試食されると、「浪江を離れてだいぶ経つが震災後の状況が気になっていた。テレビや新聞の報道ではわからなかったが、実際に浪江町の食べ物をお口にして初めて復興が進んでいることがわかった気がする。ぜひこれからも町の復興を応援したい」と話されました。

また、今回初めて浪江町のことを知ったという方にもエゴマ油や日本酒、希望は大好評で、浪江町を含む福島県のブースは会場内でも特に盛況となりました。

ここからは広告です。

ご自宅のお悩みございませんか？

修繕

片付け

清掃

etc...

ご相談ください!

従業員
随時募集中!

誠意と技術で奉仕する
東北工業建設株式会社
本社 〒979-1502 浪江町大字藤橋字原 59-1
福島事務所 〒960-8252 福島市御山字検田 58-1
TEL.024-573-4127 FAX.024-573-4128

福島事務所

←飯坂 IC 13 信天山トンネル
ヤマダ電機 福島駅→

お問い合わせは
担当のおざきまで
お気軽にお電話下さい。
024-573-4127